

こんなときには 届出が必要です!

国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出は、加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届出されなかった場合、もしもの時に障害年金が受け取れなくなったり、老後の年金額が少なくなったり、受け取れない場合もあります。必ず届出をしましょう。

届出が必要	異動の内容	持参するもの
20 歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第 1 号被保険者となります。	・印鑑
厚生年金や共済年金加入者が退職したとき	第 2 号被保険者から第 1 号被保険者になります。	・印鑑 ・年金手帳 ・離職日が確認できるもの
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金または共済年金を辞めたとき	第 3 号被保険者から第 1 号被保険者になります。	・印鑑 ・年金手帳 ・離職日が確認できるもの ・扶養から外れた日が特定できる書類

(届出先) 保険年金課または各支所

国民年金の加入種別は、次の 3 種類に分かれています。種別の変更があった時は、年金手帳を添えて、その都度忘れずに届出ましょう。

手続き等に関して、詳しくは大津年金事務所へお問い合わせください。

【国民年金の加入種別】

▼第 1 号被保険者とは

《対象者》自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20 歳以上の学生、フリーターの方等

▼第 2 号被保険者とは

《対象者》厚生年金や共済組合に加入の方 (会社や官公庁にお勤めの方)

※手続きは、お勤め先で行います。

▼第 3 号被保険者とは

《対象者》国民年金の第 2 号被保険者に扶養されている配偶者の方

※届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

【問い合わせ】

保険年金課 ☎(25) 8137

大津年金事務所 ☎077 (521) 1789

国民健康保険証の 切り替えは 4 月 1 日です

4 月 1 日からご使用いただく新しい国民健康保険被保険者証 (カード) を 3 月下旬に世帯主へ郵送します。紛失などに注意し、**大切に保管してください。**

★古い被保険者証は 4 月以降、各自で廃棄していただくか、保険年金課または各支所窓口へご返却ください。

有効期限をご確認ください

有効期限 **平成 29 年 3 月 31 日**

ただし、次の方は有効期限が年度途中となっておりますのでご確認ください。

- ① **退**の被保険者証をお持ちの方で 65 歳になられる方
⇒ 65 歳の誕生月の月末まで
(退) (退職者医療制度) は、65 歳未満の方を対象としています。
- ② **75 歳**になられる方
⇒ 75 歳の誕生日の前日まで
75 歳からは後期高齢者医療制度に変わります。

※①・②とも、新しい保険証を郵送しますので手続きは不要です。

学 の被保険者証を交付しています

国民健康保険は、住民登録されている市町村でご加入いただくことが原則ですが、高島市国民健康保険に加入されている方で、高校や大学などに就学するために転出される場合、特例として学 の国民健康保険被保険者証を交付することができます。交付を希望される方は、保険年金課または各支所窓口で手続きをお願いします。

現在、学 の被保険者証をお持ちの方であっても、毎年申請が必要です。

●手続きに必要なもの

- ・お持ちの被保険者証 ・学生証、在学証明書等
- ・印鑑 ・本人確認書類 (免許証等)
- ・個人番号カードまたは通知カード

社会保険に加入されていませんか?

就職などで会社の健康保険等に加入された方で、高島市の国民健康保険被保険者証をお持ちの方は、**資格喪失手続きが必要です。**新しい健康保険に加入されても、国保の資格は自動的に喪失しません。会社の健康保険等の保険料と国税の二重払いにもなりますので、必ず保険年金課または各支所窓口で手続きを行ってください。

喪失手続きをされずに国民健康保険被保険者証を使用して診療を受けた場合、会社の健康保険等の資格が発生した時点でさかのぼって医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

●手続きに必要なもの

- ・現在お持ちの国保の被保険者証 ・印鑑
- ・新しく加入された社会保険等の保険証 (家族全員分)
- ・本人確認書類 (免許証等)
- ・個人番号カードまたは通知カード



将来、自分らしくいきいきと生活するために、また住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために今から私たちにできることは何でしょうか?

医療や介護が必要になっても、本人や家族が望めば、住み慣れた地域や地域で安心して療養生活を送り、身近な人に囲まれて自宅で最期を迎えるために、高島市では、在宅療養に関わるすべての職種の「顔の見える関係づくり」と「在宅療養推進のための取り組み」を一体的に進めています。

住み慣れた地域・我が家で最期まで!

～暮らしと高島で自分らしく過ごすために～

例えば...
「私たちにできること」

* かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持っていますか?
今は健康に心配のない方もこれからの健康を守るため「かかりつけ」を持ちましょう。

* 相談できる人が身近にいますか?
家族の介護負担を軽減するには、身近に相談や「ぐち」を聞いてくれる人が欠かせません。日頃から家族や友人、近所の人とのつながりを大切にし、気軽に話せる相手を持ちましょう。地域のみなで支え合えると安心ですね。

* 人生の最期をどう過ごしたいか考えていますか?
人生の終末期の過ごし方は人それぞれです。家で過ごすのか、病院で過ごすのか、どこでどのような医療を受けるのか家族とともに話し合い共有しておくことが大切です。

エンディングノートをご存じですか?

たとえ今は元気だとしても、事故に会って長期入院することになったり、認知症になってしまい日常生活の判断が難しくなったりと「もしもの時」は思いがけないタイミングでやってきます。そんな時、残される家族にとって、あなたに関する重要な情報を知ることが大きな助けになります。エンディングノートには、あなたに関する情報、親戚・友人の連絡先、財産や保険のこと、医療や介護に関する希望等を書き記すことができます。

普段は話にくいことですが、あなたの思いを書き留めておくために活用してみてください。

在宅療養講演会を開催します

在宅療養や介護、在宅看取りについて皆で考えるために、講演会を開催します。ぜひご参加ください。

「住み慣れた地域・我が家で最期まで」

～暮らしと高島で自分らしく過ごすために～

- ▼日時 3月13日(日) 13時15分～
- ▼場所 安曇川ふれあいセンター (ぶじのきホール)
- ▼講師 久田 直子氏

元NHK「今日の健康」キャスター
NHK「TVシンポジウム 医療シンポジウム司会

※詳しくは 2 月 23 日 32 ページをご覧ください。